

## 第5期 第4回鎌倉市農業振興協議会議事録（概要）

### 1 日時

令和5年（2023年）8月10日（木） 午後3時から午後4時まで

### 2 場所

鎌倉商工会議所 101会議室

### 3 出席委員

9名（安齊委員、渡邊委員、平井委員、山森委員、米津委員、福岡委員、木下委員、杉原委員、河野委員）

### 4 欠席委員

4名（宇野委員、細谷委員、桑鶴委員、落合委員）

### 5 事務局

4名（農水課担当課長 太田 朋彦、課長補佐兼担当係長 飯田 拓也、  
事務職員 青柳 直子、事務職員 古川 礼奈）

### 6 議題

（1）地域計画について資料1、資料2

（2）部会員の指名について資料3

（3）今後のスケジュールについて資料4

### 7 議事録

会長            本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。  
定刻となりましたので、第5期第4回鎌倉市農業振興協議会を開催いたします。  
まず、事務局から報告があるようですので、事務局よりお願いいたします。

事務局          本日は、宇野委員、細谷委員、桑鶴委員、落合委員から所要のため欠席のご連絡をいただいております。  
委員総数13名のうち、出席者9名であり、委員の過半数が出席していることから、鎌倉市農業振興協議会設置要綱第7条に基づき、会議が成立してい

ることを確認します。

まずはじめに、委員所属の人事異動に伴い、さがみ農業協同組合鎌倉市野菜勉強部会会長 福田委員にかわって、同じくさがみ農業協同組合鎌倉市野菜勉強部会会長 山森 金雄委員が、神奈川県農業技術センター普及指導部副技幹 江口委員にかわって、同じく神奈川県農業技術センター普及指導部副技幹 木下 洋子委員が、鎌倉市農業振興協議会委員として新たに就任されました。

なお、委嘱状は机上配布とさせていただいております。任期は第5期鎌倉市農業振興協議会の委員の任期に合わせまして、本日から令和6年8月4日までとなりますので、宜しくお願い致します。

ここで、大変恐縮ですが、新たに委員になられた方から一言ずつ、自己紹介をしていただきたいと思います。

委員 さがみ農業協同組合鎌倉市野菜勉強部会の山森です。  
これから皆さんの意見を聞きながら学びたいと思っております。宜しくお願い致します。

委員 神奈川県農業技術センター普及指導部の木下と申します。普段は6次化等で鎌倉市さんを担当させて頂いております。ご意見頂きながら勉強していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。  
つづきまして、会議資料については、次第の記載のとおりです。不足がないか、ご確認ください。  
なお、会議開催に当たりまして、会議録作成のために録音をさせていただきますので、ご承知おきください。  
会議録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、市のホームページに掲載いたします。

会長 それでは、『次第2 報告』について、事務局からお願いいたします。

事務局 『次第2 報告 鎌倉市農業振興ビジョン（改訂版）について』、ご説明いたします。資料1をご覧ください。  
前回、令和4年12月20日に開催した第3回協議会では、第2回協議会で説明した素案に、一部委員の意見を反映した「鎌倉市農業振興ビジョン」の改定案について、各委員のご意見をいただきました。

まず、1 ページの 10 行目「解消し」を「解決を目指し」に修正し、11 行目「発展を目指す」を「発展を推進する」に修正する。

次に、6 ページのエ「農業従事者数と平均年齢」では農業就業人口と農業従事者数を比較する内容となっていました。項目が異なることから、農業従事者数の記述に絞って修正し、あわせて平均年齢についても記載内容を修正する。

次に、全体を通して、表のタイトルがないものについては追記し、8 ページの表 3 については出典をつける。

次に、13 ページでは「就農希望の者」と「就農希望者」という記載があるので、統一する。また、同ページの写真 1 のタイトルについて、活動状況が分からないため、分かるようにタイトルを修正する。

次に、同ページの（３）「農業従事者の高齢化と担い手確保」では、「農業就業人口」と記載のある数値が、「農業従事者」の数値であったため、適切に修正する。

次に、16 ページの施策の方向 2 の「6 次産業化の検討」と施策の方向 3「有機農業の検討及び推進」について、当初の「有機農業の可能性の検討」という記載に関して、6 次産業化と比較して、「検討」の段階に違いがあることを明確にするための記載を修正する。

次に、17 ページの 1 行目の「6 路線の整備」については、説明を補足するなどして分かりやすく記載を修正する。

18 ページの（２）アの 2 行目、「鎌倉地区運営委員会」は「鎌倉営農経済センター」に修正する。

次に、同じく 19 ページのウの 7 行目、「市民農園の適正な管理運営」について、唐突ではないかというご意見がありましたので、市民農園の説明を 9 ページのクに追記する。

最後に、同じく 19 ページのウ「有機農業の検討及び推進」の 2 行目の「しかし、有機農業は」の後に、「土作りが重要であり、また」と追記する。また、同ページについては、全体を通して「～していきます」又は「～します」で統一する。

また、20 ページの 2 行目の「～支援が強化されます」は「～支援が強化されています」に修正する。

以上の意見を、各委員の皆様にご覧いただきまして、記述内容の検討または修正を行い、修正後のビジョンの改訂案については会長一任とする旨、各委員の皆様にご同意をいただきましたので、修正した内容を、改訂案としてまとめ、会長に確認をしていただきました。その後、理事者への説明および市議会への報告を経て、**資料 1**のとおり、令和 5 年 7 月に「鎌倉市農業振興ビジョン」

を改訂いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長                   何かご意見、ご質問ございますか。

委員                   18 ページの下から 2 行目に、「農業技術センターの助言」というのがありますが、「神奈川県 6 次産業化サポートセンター」という制度は昨年からもうありません。

もしここを入れるのであれば、「イノベーションセンター」というのがあります。ただ、6 次化的なことは事業として残っているが、これを設定したときのような 6 次化サポートというのは受けられず、選定した方のみをサポートするという制度になっています。ここは直された方がいいと思います

会長                   ありがとうございます。  
それでは改めて議題に入りたいと思います。  
『次第 3（1）地域計画について』、事務局より説明をお願いいたします。

事務局                次第 3（1）「地域計画について」を説明いたします。

**資料 2** 「地域計画について」の 2 ページ目をご覧ください。

はじめに、この「地域計画」は、令和 5 年 4 月 1 日付けで農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより、令和 6 年度末までに市町村に策定が義務付けられた計画です。

3 ページ目をご覧ください。「地域計画」の前身として、国では、平成 24 年以降、地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の農地の集約化に関する方針などを明確化する「人・農地プラン」の取組を推進してきました。本市でも、平成 28 年に「人・農地プラン」を策定しています。

このたび、法が改正されたことにより、この「人・農地プラン」を新たに「地域計画」として位置づけ、これまでに定めた農業の在り方について見直しを図るとともに、その在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を地図に示す必要があります。国では、この目標地図によって、農用地の状況や目標を可視化することで、地域の農地が適切に利用されるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化させる方針です。

4 ページ目をご覧ください。農地の集約化とは、左図にありますとおり、地域内に分散・錯綜した農地を農地バンクで借り受け、まとまった形で担い手へ再配分することをいいます。集約化することで、農地を効率的に利用できるようになり、それにより農作業の負担が軽減されるなど、様々なメリッ

トがあり、農地の集約化を実現するためには地域の関係者が一体となって協議をする必要があります。

5 ページ目をご覧ください。農地の集約化のための地域関係者の協議にあたっては、「将来、地域の農地を、誰が利用し、どんな作物で、どこの農地を、どのようにまとめていくか」、地域の発展のため、若年者や女性を含む幅広い地域農業者の意見を取り入れながら、協議を行います。国ではその幅広い関係者の例として、認定農業者等の担い手、農地所有者の代表者、若年者や女性、新規就農者や農業法人などを挙げています。

6 ページ目をご覧ください。したがって、「地域計画」とは、地域農業を維持するために、誰が・どこの農地で・どんな作物を・どのように栽培するのか、10年後の地域の将来の農業の在り方について、地域のみんなで話し合い、地域のみんなで作り上げていく将来の目標といえます。

7 ページ目をご覧ください。なお、地域計画の対象は、市街化調整区域の農地に限られています。本市では、計画策定の対象を細分化し、まずは農業振興地域である関谷・城廻地区の市街化調整区域の農地を対象として、令和6年度末に向けた地域計画の策定を進める予定です。さらに、その後は、手広・笛田地域の市街化調整区域の農地を対象とした、計画策定を予定しています。

8 ページ目をご覧ください。国の指針である「地域計画策定マニュアル」によると、この協議の場の設置にあたっては、既存の協議会を活用することができるとされています。したがって、本市では、既存の協議会である鎌倉市農業振興協議会を活用することとしました。

9 ページ目をご覧ください。新たに就任された委員の方もおりますので、改めての説明となりますが、鎌倉市農業振興協議会とは、本市の農業の振興について、農業者のほか、農業関係団体職員、関係行政機関職員や学識経験者など、様々な分野の方から意見を伺う場です。直近では、都市農業の更なる発展を目指すための地方計画である「鎌倉市農業振興ビジョン」の計画期間満了に伴い、改訂に係る協議を行ったところです。

10 ページ目と合わせて、**資料3**として配付しています、鎌倉市農業振興協議会設置要綱をご覧ください。鎌倉市農業振興協議会設置要綱では、第3条第3項において、「特別の事項を協議するため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる」とされています。また、第6条第1項において、「会長は、任期中、必要に応じて協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」とされています。また、第6条第3項において、「部会所属の委員は、委員又は特別委員の中から会長が指名する」とされています。

11 ページ目をご覧ください。本市では、鎌倉市農業振興協議会において、

10 ページで説明したとおり、特別委員を設置し、委員および特別委員の中から、部会員を指名することで、協議会の部会を活用した地域計画策定のための協議を行うこととしました。

地域計画策定には、地域の関係者による意見が非常に重要であるため、既存の協議会である鎌倉市農業振興協議会の委員のうち、「地域の関係者」のみを対象を絞り、特別委員として協議に参集するとともに、さらに幅広く地域の関係者を参集するため、このたび、関係機関である公益社団法人神奈川県農業会議の西村様、今後の計画策定対象である手広・笛田地区の認定農業者である大平様、農地所有者の代表者として夏目様を当協議会の特別委員に令和5年7月4日付けで委嘱し、協議への参加をお願いしている次第です。なお、特別委員の委嘱については、当初は、本日開催の協議会とあわせて行う予定でしたが、日程調整の関係上、8月1日に委嘱式及び地域計画について、本日と同様の説明を、別途執り行っております。

12 ページ目をご覧ください。部会員については、本日、このあと、会長により指名していただきますが、事務局としては、協議会委員からは、関係団体であるさがみ農業協同組合や関谷・城廻地区の農業者から数名と、特別委員の3名をあわせて、10名程度での構成を考えております。協議前に部会員全員が顔を合わせる機会を設けることができず大変恐縮ではありますが、本日欠席の部会員については、部会員名簿の送付をもって、部会設置及び部会員指名完了のご報告とさせていただきます予定です。

13 ページ目をご覧ください。協議にあたっては、市は、農用地等の現況地図を用いることとされています。また、この現況地図には、当該協議の対象となる地域で農用地を保有し、又は利用する者の、農業上の利用の意向等を反映させる必要があります。

したがって、協議を実施する前に、関谷・城廻地区の農業者を対象とした意向調査（アンケート）を実施させていただきます。時期は、令和5年9～10月を予定しています。アンケートの内容は、主に、保有する農地の10年後の後継者の有無や、10年後の農地の営農希望等について伺う予定です。営農希望とは、たとえば、経営規模の現状維持を希望するか、縮小や離農を希望するか等です。

アンケートの結果は、現況地図に1筆ごとに反映します。

14 ページ目をご覧ください。カラーの表は地図をイメージしています。現時点での想定では、1筆ごとに、所有者別・営農希望別等で着色していきます。その他にも、後継者の有無や農地の貸し借り要望別での着色を行います。このように着色することで、10年後にその地域で、離農を希望する農業者の農地と経営規模拡大を希望する農業者の農地がどこにあるのか等を、可視化

することができます。それにより、どの所有者の農地を誰に集約していくか、マッチングがしやすくなるため、農地の集約化の促進につながります。

15 ページ目をご覧ください。協議の場合は、このような現況地図を用いて、「どの農地を誰の農地として集約していくか」について、協議していただきます。協議会である第1回部会の開催時期は、令和5年12月下旬を予定しています。

なお、当該協議の結果を目標地図に反映することになります。

14 ページに戻っていただきまして、右図にあります黄色と緑色で着色されたエリアをご覧ください。アンケートの結果次第となりますので、現時点での想定では、協議の内容は、地域全域ではなく、ある程度、地域の中でも後継者不足が深刻なエリアや、離農希望と経営規模拡大希望との需要と供給のバランスが取れたエリアなど、特定の条件のエリアを対象を絞って協議を行う予定です。

15 ページに戻っていただきまして、右下をご覧ください。協議にあたって重要なことは、農地の権利が個人に帰属するものであり、また協議の場に地域の農業者全員が参加している訳ではありませんので、協議の結果については、あくまで地域の「目標」として掲げるものであるということです。

16 ページ目をご覧ください。協議の場合は、協議が円滑に進むよう、過去の「人・農地プラン」での協議運営経験を有する者を協議進行・ファシリテーション役として選任できる業者へ業務を委託します。また、協議にあたっては、目標方針のシミュレーションを複数用意させていただきますので、主に農業者の視点から、集約化による周辺農地への影響等を考慮した率直なご意見を出し合っていただけますようお願いいたします。

17 ページ目をご覧ください。地域計画策定の流れについて、改めてご説明させていただきます。①から③までは、先ほどご説明したとおりです。目標地図を決定するための協議である部会を終えたあとは、④のとおり、協議の結果をとりまとめ、ホームページで公表いたします。⑤、完成した目標地図は、第2回部会を開催し、報告させていただきます。⑥、協議の結果に基づき、地域農業の在り方についてまとめ、地域計画の案を策定します。地域計画の案がまとまりましたら、⑦のとおり、第3回部会として、皆様にご報告いたします。案に係る意見がございましたら、この場で協議していただきます。⑧、皆様の意見を反映した地域計画の案がまとまりましたら、県などの関係機関に対し、意見照会を行います。当該意見照会の結果を反映したものを最終案とし、⑨理事者への説明及び⑩市議会への報告をもって、⑪運用を開始いたします。

地域計画は、5年ごとに必要に応じて目標を見直していく必要がございます。

すので、関谷・城廻地区についても、適宜、意向調査や協議の場の設置など、継続して行っていきます。手広・笛田地区については、令和7年度以降となりますが、すでに計画の策定が完了している関谷・城廻地区を参考に、地域計画を定めていきます。

会長                   何かご意見、ご質問ございませんか。

委員                   「部会員の指名」の中で、「農業会議」という位置づけがありますが、令和5年に農業公社と農業会議が合併して農業会議になっていますが、名簿にあるこちらの農業会議の職員というのはどちらの関係の方をご指名されていますか。特別委員の名簿を見ると、私の知る限り、この方は農業会議の出身の方だと思うのですが。

事務局               市の趣旨としては、貸し借りで農業会議さんにお世話になるので推薦の依頼をしたところですが、農業会議として推薦して頂く人選については市に権限がございませんので、このような構成となっております。

委員                   参考までに教えて頂きたいのですが、従来の人農地プランというのは鎌倉市全域で1地区ということでやっているのですか。

事務局               はい。

委員                   今度は「関谷・城廻」と「手広・笛田」の2つの計画ができるということですか。

事務局               はい。その2つ以外にも調整区域内の字を対象にはしているが「関谷・城廻」と「手広・笛田」以外で、調整区域内の農地自体が少ないので、あまりまとまっていないような字であれば、地域計画の策定の対象にはしないということを令和5年9月に改訂される基本構想に定める予定です。

委員                   特別委員の夏目真吾氏についてどういう方が教えて頂きたい。

事務局               関谷で農地を借りて樹園地として利用されていた方で、2021年からご自身で農地を所有されて鎌倉ワインを作っていらっしゃる方です。生産・加工を一緒にされています。

以前●●さんでお勤めになっていて、そこから独立されているので、全く

の新規というわけではありません。

委員                    アンケート調査は関谷・城廻の農家さん、全戸調査ですか。

事務局                全戸調査です。

会長                    それでは、『次第3（2）部会員の指名について』、まずは事務局より説明をお願いいたします。

事務局                先程、**資料2**で説明させていただきましたとおり、地域計画の策定のため、鎌倉市農業振興協議会を活用させていただきます。計画の性質上、計画策定地域である関谷・城廻地区の地域関係者に対象を絞らせていただくため、鎌倉市農業振興協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、鎌倉市農業振興協議会の委員及び特別委員の中から、会長に部会員を指名していただきます。加えて、指名した部会員の中から、部会長の指名もあわせてお願いいたします。

                          なお、鎌倉市農業振興協議会の委員及び特別委員については、**資料4**のとおりです。

                          それでは、会長、お願いいたします。

会長                    それでは、指名いたします。

                          委員の中からは、安齊委員、宇野委員、渡邊委員、平井委員、山森委員、細谷委員、落合委員を部会員として指名します。特別委員の中からは、西村委員、大平委員、夏目委員を部会員として指名します。

                          ただいま指名した部会員10名の中から、平井委員を部会長として指名します。

                          各委員の皆様からその他ご意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

—意見なし—

                          ないようでしたら、以上で、『次第3（2）部会員の指名について』を終わります。指名させていただいた皆さま、よろしくお願いいたします。

                          つづいて、『次第3（3）今後のスケジュールについて』、事務局からお願い致します。

事務局 『今後のスケジュールについて』説明いたします。資料 5『今後のスケジュールについて』をご覧ください。

記載のとおりとなりますが、先程会長に指名していただいた部会員の皆様にご承知を頂きたいスケジュールについて抜粋させて頂きました。

まず、1、令和 5 年 9 月～10 月に地域農業者を対象とした意向調査を実施させていただきます。

次に、3、令和 5 年 12 月下旬頃に第 1 回部会を開催します。目標地図を決定する重要な協議となります。

次に、5、令和 6 年 3 月中旬から下旬頃に第 2 回部会を開催します。3 で開催した協議の結果をもって決定した目標地図の素案についてご報告します。

次に、6、令和 6 年 8 月頃に第 3 回部会を開催します。地域農業の在り方についてまとめた地域計画の案について報告いたします。内容についてご意見があれば、積極的なご発言をお願いいたします。

最後に 10、令和 7 年 12 月を目途に地域計画の策定を完了し、運用を開始させていただきます。

なお、令和 6 年度のスケジュールについての協議会の回数や日程等は今後詳細を詰めてまいりますので、場合によっては変更となる可能性がございます。詳細については事前にお知らせしますので、ご承知おきください。

地域計画のスケジュールについては以上です。

会長 ありがとうございます。

各委員の皆様からご質問等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 12 月の下旬というのはもう少し早くできませんか。

事務局 アンケートの集計や地図作成の状況によりますが、そのあたりは相談しながら決めたいと思います。

会長 これは部会でずっと進めて頂けるのですか。

事務局 部会ですすめて、最後はこの協議会で報告させていただきます。

委員 このアンケートの内容はどの程度のものですか。

事務局 現時点でのイメージとしては、A 3 用紙 3 枚分くらいぎっしり詰まった

ものを考えています。今後内容を精査していきますが、「お持ちの農地の大きさ・どのようにやられているか」から始まり、「今後の経営規模を拡大したいか・後継者の有無」等の内容を考えています。国のほうで必須項目があるので、そのあたりの項目も含まれています。

委員                    アンケートの内容は我々も事前にはお知らせ頂けますか。

事務局                はい。協議会という形ではなく、部会で必要になった資料はその都度メールなり、郵送なりで共有させていただきます。

会長                    ありがとうございます。  
各委員の皆様からご質問等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

—意見なし—

ないようでしたら、『次第4 その他』について、事務局からお願いいたします。

事務局                委員の皆様、本日はお時間とってご出席いただき、ありがとうございます。また、「鎌倉市農業振興ビジョン」について、皆様に貴重なご意見をいただきまして、令和5年7月に無事に改訂することができました。改めて御礼申し上げます。

先ほど会長にご指名いただきました部会員の皆様におかれましては、説明のとおり、地域計画の策定のため、引き続き協議への参加をお願い申し上げます。なお、今後のスケジュールについては、日程調整をまた別途させていただきますのでよろしくお願いいたします。

部会員以外の委員の皆様におかれましても、地域計画策定が完了した際には、改めてご報告の機会を設けさせていただく予定ですので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

会長                    以上をもちまして、第5期 第4回 農業振興協議会を閉会いたします。  
ありがとうございます。

—閉会—